

幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案の概要

1 条例制定にあたっての国の基準

- 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
 - ・ 第 34 条第 3 項
 - ・ 第 46 条第 3 項
- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）

2 概要

平成 27 年 4 月の施行を目指している子ども・子育て支援新制度については、市町村の確認を受けた特定教育・保育施設や特定地域型保育事業において、子どもが教育・保育を受けた場合、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を限度として、町より施設型給付や地域型保育給付費として施設が受け取ることができることとしています。

これに伴い、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者については、国で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に基づき、本町の条例により定める運営に関する基準を満たす必要があるとされております。

町では、国の基準どおり、条例を定めることとしたいと考えます。

<対象となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の種類及び類型>

- ・ 特定教育・保育施設
（認定こども園、幼稚園、保育所）
- ・ 特定地域型保育事業
（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）

○「子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）」（関係分抜粋）

（特定教育・保育施設の基準）

第三十四条

（第一項 略）

- 2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあつては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この節において同じ。）を提供しなければならない。
- 3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。
 - 一 特定教育・保育施設に係る利用定員（第二十七条第一項の確認において定めるものに限る。第五項及び次条第二項において「利用定員」という。）
 - 二 特定教育・保育施設の運営に関する事項であつて、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

（以下 略）

（特定地域型保育事業の基準）

第四十六条 特定地域型保育事業者は、地域型保育の種類に応じ、児童福祉法第三十四条の十六第一項の規定により市町村の条例で定める設備及び運営についての基準（以下「地域型保育事業の認可基準」という。）を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。
- 3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。
 - 一 特定地域型保育事業に係る利用定員（第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。第五項及び次条第二項において「利用定員」という。）
 - 二 特定地域型保育事業の運営に関する事項であつて、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

（以下 略）